

## 外来感染対策向上加算に関する掲示事項

当院は新興感染症の発生時に自治体の要請を受けて発熱外来を実施する「第二種協定指定医療機関」に指定されています。

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/47121/20250428sinryouzyo.pdf>

(1) 院内感染対策に係る基本的な考え方 院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。

院内感染防止対策を全従業員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう取り組む。

(2) 院内感染対策に係る組織体系、業務内容 感染防止対策部門を設置し、院内感染管理者(管理者)を配置した上で、感染防止に係る日常業務を行う。

(3) 院内感染管理者の業務内容

① 1週間に1回、院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行う。

② 院内感染対策指針及びマニュアルの作成・見直しを行うとともに全職員へ周知する。

③ 院内感染対策に関する資料を収集し、職員へ周知する。

④ 職員研修を企画・実施する。

⑤ 院内感染が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。

⑥ 仙台市医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに年2回以上参加する。

⑦ 仙台市医師会が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練に年1回以上参加する。

(4) 感染性疾患への対応 感染性の高い疾患が疑われると医師が判断した患者様は、一般診療の患者様と動線又は時間を分けた診療を行う。

(5) 抗菌薬適正使用のための方策

仙台市医師会から抗微生物薬使用の手引きを参考に抗菌薬の適正な使用の推進に資する取り組みを進め、状況に応じて仙台市医師会に抗菌薬適正使用相談及び院内感染対策に関するカンファレンスや新興感染症の八節等を想定した訓練、助言を受けている。

(6) 他の医療機関等との連携体制 (仙台市医師会)と連携し、院内感染に関するカンファレンスへの参加、新興感染症の発生等を想定した訓練への参加、院内の抗菌薬の適正使用に関する助言を受ける等を行う。